

平成 30 年度

情報公開・個人情報保護制度の実施状況

草加八潮消防組合



## 目次

---

I	はじめに .....	1
1	情報公開制度とは .....	1
2	公開できる情報と公開できない情報 .....	1
3	情報公開手数料 .....	2
4	個人情報保護制度とは .....	3
5	個人情報取扱いの基本的なルール .....	4
6	開示請求できる内容と開示できない情報 .....	4
II	情報公開制度の実施状況 .....	5
1	公開請求の件数及び処理状況 .....	5
2	非公開決定等の理由 .....	5
3	公開請求処理状況 .....	5
III	個人情報保護制度の実施状況 .....	6
1	個人情報取扱い事務等の登録状況 .....	6
2	開示請求等の件数及び処理状況 .....	7
3	不開示決定等の理由 .....	9
IV	情報公開・個人情報保護審査会 .....	10
1	情報公開・個人情報保護審査会 .....	10
2	審査請求の状況 .....	10
V	情報公開・個人情報保護審議会 .....	11
1	情報公開・個人情報保護審議会 .....	11
2	個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項 ..	11
VI	会議公開制度 .....	13
1	審議会等の会議公開制度 .....	13
2	審議会の傍聴 .....	13
3	審議会等の委員公募制度 .....	13
VII	交際費公開の状況 .....	14
1	交際費の公開 .....	14
2	交際費公開の運営状況 .....	14
卷末	表 6 平成 30 年度情報公開請求処理状況 .....	15



## I はじめに

---

### 1 情報公開制度とは

---

情報公開制度は、組合が保有する情報を、組合管轄内の市民の皆さんからの請求によって公開する制度です。市民の知る権利と組合の説明責任を明らかにし、市民による組合運営の監視の下、より公正で開かれた運営を推進することを目的としています。

なお、請求については、組合管轄内の市民だけではなく、どなたでも公開の請求をすることができます。

#### <請求できる組合の機関>

草加八潮消防組合管理者、草加八潮消防組合議会、草加八潮消防組合監査委員、草加八潮消防組合公平委員会

### 2 公開できる情報と公開できない情報

---

公開請求できる情報は、情報公開制度を実施する4機関の組合職員が職務として作成したり、取得したりした文書、図面、写真、フィルム、磁気ディスク等で、組織的に保有しているものが対象となります。原則として全ての情報が公開となりますが、例外として次のような情報は公開できないことがあります。

#### <公開できない情報>

- ① 個人のプライバシーに関する情報
- ② 法人等の情報で、公開することにより法人等の正当な利益を害するもの
- ③ 公開することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報
- ④ 審議等の情報で、公開することにより率直な意見の交換等が損なわれるもの
- ⑤ 組合等の事務事業の情報で公開することにより適正な執行に支障を及ぼすものの
- ⑥ 法令又は条例の規定により公開することができない情報

詳しくは、情報公開担当（消防局総轄担当）までお問合せください。

### 3 情報公開手数料

情報公開請求を行うと手数料を徴収することになります。手数料の詳細は、次のとおりとなります。

表1 情報公開等請求手数料

手数料の種類	公開の方法	公文書の種類	金額	
			組合を構成する市の区域内の住民	組合を構成する市の区域内の住民以外
公開請求手数料			1件につき200円	1件につき400円
公開実施手数料	閲覧又は写しの交付	文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（録音及び録画に係るものと除く。）	1面につき20円	1面につき40円
	視聴又は写しの交付	録音及び録画に係るもの	録音テープ等1巻につき200円	録音テープ等1巻につき400円

備考1 組合を構成する市の区域内の住民の定義については、表2のとおりです。

2 写しの交付については、上記手数料に別途作成費用が表3のとおり加算されます。

表2 組合を構成する市の区域内の住民の定義

- a. 草加市、八潮市内（以下「市内」といいます。）に住所を有する者
- b. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- c. 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- d. 市内の学校に在学する者
- e. a から d までに掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者。この場合は、公開請求できる公文書は当該公開請求したものが利害関係を有する文書に限ります。

表3 情報公開写しの作成費用等

公文書の種類	金額	
1 文書、図面、フィルム及び電磁的記録 (録音及び録画に係るものを除く。)	普通紙日本工業規格A4判以下	1面につき 白黒10円 カラー50円
	普通紙日本工業規格A3判	1面につき 白黒10円 カラー80円
	普通紙日本工業規格A2判	1面につき 白黒120円 カラー210円
	普通紙日本工業規格A1判	1面につき 白黒130円 カラー220円
	普通紙日本工業規格A0判	1面につき 白黒150円 カラー230円
2 写真	実費相当額	
3 録音及び録画に係るもの	録音テープ等を実施機関が購入した場合	当該録音テープ等の実費相当額
	録音テープ等を公開請求者が持参又は送付した場合	無料

備考1 写真をコピー機で普通紙に複写したときは、「文書、図面、フィルム及び電磁的記録」の区分の金額となります。

2 電磁的記録の出力に係るプログラム構築（修正を含む。）その他公文書の写しの作成に特別に費用を要するときは、実費相当額となります。

#### 4 個人情報保護制度とは

個人情報保護制度は、組合が行う個人情報の収集や利用についての基本的なルール、IT時代に対応した個人情報の保護措置を定めています。併せて、組合の各機関（情報公開制度を実施している機関と同じ4機関）が保有する自分の情報を見たり誤りを訂正したりする手続を定めた制度です。

これらの権利を保障するため、自己の個人情報を管理する権利（プライバシー権）を明らかにして、より公正で信頼される組合運営を確保することを目的としています。

## 5 個人情報取扱いの基本的なルール

組合は、3つの基本的なルールに従って、個人情報を取り扱っています。

- ① 個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にし、必要最小限の範囲内で、原則として本人から収集します。
- ② 思想や信条、宗教等に関する個人情報は、法令等の定めがあるときなどを除き、原則として収集しません。
- ③ 収集した個人情報の目的外の利用や提供は、法令等の定めがあるときなどを除き、原則として行いません。

## 6 開示請求できる内容と開示できない情報

個人情報保護制度を実施する機関で組織的に保有している自分の情報（自己情報）について、次のような請求をすることができます。

- ① 自分の情報の閲覧や視聴、写しの交付（個人情報開示の請求）
- ② 自分の情報に誤りがあるときは、その訂正（訂正請求）
- ③ 自分の情報が個人情報取扱いの制限を超えて収集、利用又は外部提供されたと認められるときは、その利用の停止、消去又は提供の停止（利用停止請求）

これらの請求に対し、原則として自分の情報は本人に対して開示しますが、例外として開示できない情報があります。

### ＜開示できない情報＞

- ① 第三者のプライバシーに関する情報
- ② 法人等の情報で、開示することにより法人等の正当な利益を害するもの
- ③ 個人の評価、診断等の情報で、開示することにより事務事業の適正な執行に支障を及ぼすもの
- ④ 開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報
- ⑤ 審議等の情報で、開示することにより率直な意見の交換等が損なわれるもの
- ⑥ 組合等の事務事業の情報で、開示することにより適正な執行に支障を及ぼすもの
- ⑦ 法令又は条例の規定により開示することができない情報
- ⑧ 開示することが未成年者の利益に反すると認められる情報

詳しくは、個人情報保護制度担当（消防局総轄担当）までお問合せください。

## II 情報公開制度の実施状況

### 1 公開請求の件数及び処理状況

草加八潮消防組合情報公開条例の規定に基づく請求件数及び決定件数は、表4、表5のとおりです。

表4 請求件数及び処理状況

(単位：件)

年度	請求件数	決定件数	公開	一部公開	非公開	取下げ
平成28年度	4	4	4			
平成29年度	5	5	5			
平成30年度	1	1	1			

表5 実施機関別請求件数

(単位：件)

実施機関	平成28年度	平成29年度	平成30年度
管理者	4	5	1
内訳	消防局	4	4
	草加消防署		1
	八潮消防署		
組合議会			
監査委員			
公平委員会			

備考1 1件の請求の中に複数の文書や複数の所属が対象となることがあるため、請求件数と決定件数が一致しないことがあります。

2 平成30年度は、組合議会、監査委員、公平委員会への請求はありませんでした。

### 2 非公開決定等の理由

情報公開条例第7条、第8条及び第10条の規定に基づき公開請求を受けた公文書を非公開又は部分公開等とした決定はありませんでした。

### 3 公開請求処理状況

平成30年度の情報公開請求の処理状況は、表6（巻末15頁）のとおりです。なお、公開決定等について審査請求はありませんでした。

### III 個人情報保護制度の実施状況

#### 1 個人情報取扱い事務等の登録状況

組合は、個人情報取扱事務の適正な運用を行うために、個人情報を取り扱う事務や電磁的に構成された個人情報ファイルの届出・登録を義務付けています。市民に対して、個人情報取扱い事務等の内容を明らかにするとともに、市民自らの個人情報の所在やその内容を確認する手掛かりとすることができます。また、個人情報取扱い事務について委託契約を締結したときは、事務の目的、受託者の名称等の届出を課しています。

また、これらの個人情報ファイルについては、不正記録等が禁止されています。個人情報ファイルについて、不正な複写や不正記録物の所持・譲り渡しを行った者に対しては、組合の区域内外を問わず、立入検査や中止命令、事実の公表などの措置をとるとともに、命令等に従わない場合や悪質な者は罰則に処することができます。

表7 個人情報等登録件数

平成31年3月31日現在

名称	区分	平成30年度
個人情報取扱事務登録簿	登録総数	65
	平成30年度新規登録	4
	廃止	
個人情報ファイル登録簿（電算）	登録総数	54
	平成30年度新規登録	8
	廃止	
個人情報取扱事務委託等登録簿	登録総数	6
	平成30年度新規登録	3
	廃止	

表8 個人情報取扱い事務等の登録状況

平成31年3月31日現在

	個人情報取扱事務 登録簿	個人情報ファイル 登録簿	個人情報取扱事務 委託等登録簿
消防局※1	29	22	4
草加消防署	26	24	1
八潮消防署	10	8	1
合計	65	54	6

備考 同一のファイル及び委託事務が複数の事務事業にまたがっている場合もそれぞれ  
れ1件として計上しています。

※1 組合議会、監査委員、公平委員会を含む。

## 2 開示請求等の件数及び処理状況

草加八潮消防組合個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求及び処理状況は、  
表9及び表10のとおりです。

なお、平成30年度は、訂正請求及び開示・訂正請求等の審査請求はありませんでした。

表9 請求件数及び処理状況

(単位：件)

年度	請求件数	決定件数	開示	一部開示	不開示	取下げ
平成28年度	2	2		2		
平成29年度	2	2	1	1		
平成30年度	4	4		4		

表10 実施機関別請求件数

(単位：件)

実施機関		平成28年度	平成29年度	平成30年度
管理者		2	2	4
内 訳	消防局	2	2	4
	草加消防署			
	八潮消防署			
組合議会				
監査委員				
公平委員会				

備考 平成30年度は、組合議会、監査委員、公平委員会への請求はありませんでした。

### 3 不開示決定等の理由

個人情報保護条例第18条、第19条及び第20条の規定に基づき開示請求を受けた個人情報を、不開示又は一部開示等とした理由は次のとおりでした。

表11 不開示又は一部開示の理由

(単位:件)

理由	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開示請求者以外の第三者情報を含む情報（第18条第1号）	2	1	4
法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報（第18条第2号）			
個人の評価、診断、判定選考、試験、相談その他これに類する事項を含む情報（第18条第3号）			
開示により犯罪予防に支障を及ぼすことが明らかに認知されるに相当の理由を有する情報（第18条第4号）			
実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報を含む情報（第18条第5号）			
実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報を含む情報（第18条第6号）			
法令又は条例により公開できない情報（第18条第7号）			
存否応答拒否（第20条）			
文書不存在			
その他			
合計	2	1	4

## IV 情報公開・個人情報保護審査会

---

### 1 情報公開・個人情報保護審査会

---

情報公開・個人情報保護審査会は、公開又は開示等の請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく不服があった場合の救済機関です。公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査・答申をします。

実施機関の決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求することができます。決定があったことを知った日から3月以内に実施機関に対して審査請求することができます。実施機関は、審査請求書に基づいて、速やかに情報公開・個人情報保護審査会に諮問するか、公開・開示又は却下等を行うかの判断をします。

情報公開・個人情報保護審査会は、諮問に対して中立の立場から審査を行い、原則90日以内に答申を行います。実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重し、審査請求の内容について、改めて決定します。

本組合の情報公開・個人情報保護審査会は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、草加市に同事務を委託しています。

#### <草加市に情報公開・個人情報保護審査会事務を委託した経緯>

審査会事務を草加市に委託した経緯として、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定に基づく埼玉県知事宛ての届出（平成28年3月29日付け草総庶第568号・草加八潮消第84号）に、次のように記載されています。

「（審査会・審議会は、）本来であれば組合においてそれぞれ設置するところですが、組合においては年間の開催見込み数が少なく、継続的に委員を確保し続けることが困難である等の理由から、草加市においてその事務を受託することが可能か、事前協議を重ねてまいりました。

その結果、組合における情報公開条例等は、草加市の条例をもとに整備しているため、草加市において審議会等の事務を受託することで適切かつ効率的に処理できると判断された」

### 2 審査請求の状況

---

平成30年度は、公開又は開示等の請求に対する決定について審査請求はありませんでした。

## V 情報公開・個人情報保護審議会

### 1 情報公開・個人情報保護審議会

情報公開・個人情報保護審議会は、組合の情報公開制度及び個人情報保護の適正かつ円滑な運営を図るため、設置する審議会です。

審議会は、実施機関の諮問に応じて、次の事項の調査審議をするとともに、実施機関に対して意見を述べることができます。

- (1) 個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会の意見を聞くこととされた事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項

本組合の情報公開・個人情報保護審議会は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、草加市に同事務を委託しています。

なお、草加市に委託した理由は、情報公開・個人情報保護審査会の事務委託と同じ理由です。

### 2 個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聞くこととされた事項

個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、平成30年度は草加八潮消防組合管理者が1件の諮問を行い、次のとおり答申を受けました。

諮問事項	答申番号	答申の概要（抜粋）
「草加八潮消防組合防犯カメラの設置及び運用に関する基準」及び「草加八潮消防組合防犯カメラの画像の記録及び提供並びに本人あて通知省略の承認基準」について	平成30年第1号	<p><b>1 本人以外からの個人情報収集の承認（条例第5条第3項第5号）</b></p> <p>草加八潮消防組合防犯カメラの設置及び運用に関する基準に基づき設置された防犯カメラにより画像を記録することについては、公益上特に必要があり、本人の権利利益を不当に侵害しない場合に該当し、本人以外からの個人情報の収集を認めるものとする。</p> <p><b>2 本人以外から個人情報を収集した場合の本人あて通知省略の承認（条例第5条第4項ただし書）</b></p> <p>防犯カメラ基準に基づき設置された防犯カメラにより画像を記録することについては、本人の権利利益を不当に侵害しない場合に該当し、本人以外から個人情報を収集した場合にその旨及び内容を本人に通知することを省略できるものとする。</p> <p><b>3 個人情報の目的外利用又は外部提供の承認（条例第7条第1項第5号）</b></p> <p>防犯カメラ基準に基づき設置された防犯カメラにより記録した画像について、犯罪等の解決のため警察等へ提供する場合は、公益上特に必要があり、本人の権利利益を不当に侵害しない場合に該当し、個人情報の外部提供を認めるものとする。</p> <p>なお、犯罪等の解決のため警察等へ外部提供を行った場合は、審議会に報告するとともに、犯罪等の解決以外の目的において提供を求められた場合は、審議会の意見を聞くこととする。</p>

**4 個人情報を目的外利用又は外部提供した場合の本人あて通知省略の承認（条例第7条第2項ただし書）**

防犯カメラ基準に基づき設置された防犯カメラにより記録した画像について、犯罪等の解決のため警察等へ提供を行った場合は、本人の権利利益を不当に侵害しない場合に該当し、個人情報の外部提供を行った場合にその旨及び内容を本人に通知することを省略できるものとする。

**5 規則の制定**

実施機関は、防犯カメラ基準を規則で定めるものとする。

**6 運用状況の報告及び公表**

実施機関は、毎年度、防犯カメラの運用状況（第3項の報告を含む。）を取りまとめ、審議会に報告するとともに、公表するものとする。

## **VI 会議公開制度**

---

### **1 審議会等の会議公開制度**

---

情報公開条例第24条に基づき、組合の附属機関の会議は、個人情報等の非公開情報に当たる内容を審議するもの以外を原則公開としています。

なお、平成30年度は、附属機関の会議はありませんでした。

### **2 審議会の傍聴**

---

公開を決定した審議会は、誰でも自由に傍聴することができます。

審議会開催予定は、組合ホームページでお知らせします。

### **3 審議会等の委員公募制度**

---

公募可能な選出区分のある審議会については、委員の公募を行います。

委員の公募は、組合ホームページでお知らせします。

## **VII 交際費公開の状況**

---

### **1 交際費の公開**

---

組合運営の透明性を高めるため、交際費の執行状況を組合ホームページで公開しています。対象は、管理者、議長、消防長、消防団長の交際費すべてが対象です。

また、交際費の支出の適正化と透明性を高めるため、交際費の支出基準を定めています。

### **2 交際費公開の運営状況**

---

公開する交際費の内容は、支払年月日、支払目的、相手先名（病気見舞いは除く。）及び金額の全てです。3か月ごとに執行した交際費の内容を取りまとめ、4月、7月、10月、1月に組合ホームページで公開しています。

表6 平成30年度情報公開請求処理状況

No.	受付日	請求の内容	対象文書	実施機関	公開決定等の期限	決定日	決定内容	備考
15 1	5月18日	平成30年度年間契約業務に関する見積合わせの結果(予定額) ①清掃委託、②浄化槽保守点検委託（消防団5-2）、③浄化槽清掃委託（消防団5-2）、④受水槽等清掃委託、⑤塵芥処理委託（南東部）、⑥塵芥処理委託（南西部）、⑦塵芥処理委託（北東部）、⑧塵芥処理委託（北西部）	平成30年度年間契約業務結果一覧（請求のあった8件）の予定額	総轄担当	H30.6.1	H30.5.22	全部公開	公開請求手数料 200円 公開実施手数料 20円 写しの作成費用 10円

平成 30 年度  
情報公開・個人情報保護制度の実施状況

---

編集・発行 草加八潮消防組合  
草加八潮消防局 総轄担当  
〒 340-0012 草加市神明二丁目 2 番 2 号  
TEL 048-924-2111 (直通)

---

令和元年（2019 年）6 月発行